



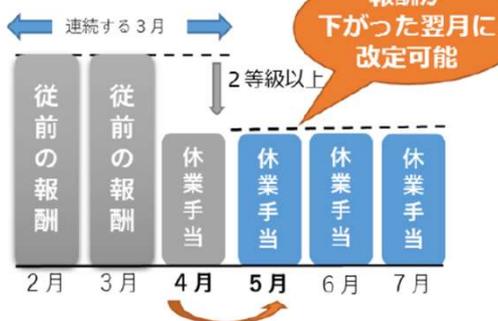
●新型コロナによる休業開始“翌月から”標準報酬月額変更が可能に

現在、算定基礎届の準備に追われておられることと思いますが、そんな中で発表された随時改定の特例についてのご案内です。(該当者がいる場合は、算定の届出にも影響が出ると考えられます)

新型コロナの影響により休業し、それにより報酬が著しく下がった方で、一定の条件に該当する場合は健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常随時改定(4か月目に改定)によらず、特例により翌月から改定可能になるというものです。少し複雑な特例となっており、慎重な対応が必要でしょう。

今回の特例を利用した場合
5月から改定が可能となります。

■今回の特例改定



<対象となる被保険者> ...以下の全てに該当

1. 新型コロナによる休業(時間単位を含む)があったことにより、R2.4～7月までの間に、給与が著しく低下した月が生じている
2. 著しい給与低下月に支払われた給与総額1ヶ月分が、既に設定されている標準報酬月額に比べ2等級以上下がっている
3. 本特例措置に対し、被保険者本人が書面により同意している

<対象となる保険料>

R2.4～7月の休業で報酬等が急減した翌月のR2.5～8月分保険料
※R3.1月末日までに届出があったものが対象

<申請について>

月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し、管轄年金事務所へ

※留意点 ・特例改定は1回しか届出できない。・7、8月の特例改定者は定時決定は不要など
詳細のQ&Aはこちら→ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.files/QA.pdf>

その他トピックス

●一定の離職者の基本手当が60日延長に

新型コロナの影響による求職活動の長期化等に対応し雇用保険の基本手当(=失業手当)の受給者について、給付日数を60日(一部30日)延長できる。

対象者は6/12以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる人(詳細要件あり)。

●基本手当の受給までの期間が短縮

(自己都合での退職の場合、3ヶ月→2ヶ月に(R2.10.1～))

R2.10.1以降に離職した人は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2ヶ月になる。

●失業等給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法が変更 (R2.8.1～)

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月、または賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1か月として計算。

●厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級

620千円から650千円へ引上げ予定 (R2.8月予定)

現行の最高等級である31級(620,000円)の上に、さらに1等級を加え、32級(650,000円)になる。 ※正式発表待ち

●複数就業者の労災、全ての事業所の賃金額を合算して給付基礎日額を計算 (R2.9.1～)

『同一労働同一賃金』診断サービスのご案内

進んでいますか? 『同一労働同一賃金』対策 ～貴社の「現在地点」を知ることができます～

中小企業は来年4月より、本格的に『同一労働同一賃金』への対応が開始されますが、準備はどれくらい進んでおられますでしょうか。(政府の広報により社員もよく知っており、給与格差には関心が高いようです)

弊社では、お客様の現状を分析したうえで同一労働同一賃金に対してどれくらいのリスクが隠れているかを簡易的に診断する『レポート作成サービス』をご提供しております。この機会にぜひご活用下さい。

★KRPフェス参加! Webセミナー開催日: 9/3、10、17、24、30

今月の無料相談会

日時: 7/9(木) 13:00 - 17:00

場所: KRP4号館3階 BIZNEXT

ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。(BIZ NEXT受付へ)

～発行元～



代表理事 上田 恭子
(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ: 特定社労士1名、社労士2名、行政書士2名、職員11名>

〒600-8813 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館 3階

TEL: (075) 352-2848 FAX: (075) 320-3689

【お問合先】 E-mail: nikoniko.12@sage.ocn.ne.jp (えがお事務局)